

税務課からお知らせ

■問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

平成 28 年 4 月 1 日から軽自動車税の税額が変わります

地方税法等の改定により、2 輪車や軽自動車等の税額が変更になります。

種 別		税 額	
		改正前	改正後
原動機付 自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	90cc 以下 (51 ~ 90cc)	1,200 円	2,000 円
	125cc 以下 (91 ~ 125cc)	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
2 輪の 軽自動車	250cc 以下 (126 ~ 250cc)	2,400 円	3,600 円
2 輪の 小型自動車	250cc 超	4,000 円	6,000 円
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円
専ら雪上を走行するもの		2,400 円	3,000 円
導車体		2,400 円	3,600 円

種 別			税 額		
			平成 27 年 3 月 31 日 以前に最 初の新規 登録を受 けたもの	平成 27 年 4 月 1 日 以後に最 初の新規 登録を受 けたもの	最初の 新規登録 から 13 年 を経過し たもの (経年重課)
3 輪のもの			3,100 円	3,900 円	4,600 円
4 輪 以上	乗用	営業	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※「最初の新規登録」とは、その車両が新車として新規に車検を受けることです。

※例) 平成 14 年中に最初の新規登録を行った自家用軽 4 輪自動車の場合

平成 27 年度は 7,200 円、最初の新規登録から 13 年を経過した翌年にあたる平成 28 年度以降は税額が 12,900 円になります。

平成 27 年度に新車新規登録された軽自動車に 軽減税率が適用されます

排出ガスや燃費の性能に優れた環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽減税率が適用されます。軽減税率の対象となるのは、平成 27 年度(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)に新車新規登録され、排出ガス・燃費性能の優れた車両です。軽減税率が適用されるのは、平成 28 年度の 1 年限りです。

区 分	標準税額	軽減税率が適用される場合の 税額			
		(ア) 標準税額 の概ね 75% 軽減	(イ) 標準税額 の概ね 50% 軽減	(ウ) 標準税額 の概ね 25% 軽減	
3 輪のもの	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
4 輪 以上	乗用	営業	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物用	営業	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

※ (イ) (ウ) については、内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車に限ります。

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

(ア) 電気軽自動車、天然ガス軽自動車：

平成 21 年度排出ガス規制に適合し、かつ平成 21 年度排出ガス基準値より 10% 以上窒素酸化物の排出量が少ない車両。

(イ) 乗用：平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成かつ平成 32 年度燃費基準 + 20% 達成車両。

貨物用：平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成かつ平成 27 年度燃費基準 + 35% 達成車両。

(ウ) 乗用：平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成かつ平成 32 年度燃費基準達成車両。

貨物用：平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成かつ平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成車両。

平成 27 年分所得税還付申告、住民税申告及び申告相談

毎年、確定申告期間(2月16日～3月15日)の確定申告会場は非常に混み合います。待ち時間を少しでも短縮するため、次の日程を還付申告書受付日および申告相談日として設けていますので、ぜひご利用ください。

また、医療費控除や寄附金控除による還付のみの申告者は、インターネットを通じて申請ができる「e-Tax」や数字入力だけで申告書を作成できる国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」での申告書作成をお勧めしています。

なお、譲渡所得(土地、家屋、株式等)や雑損控除のある方、青色申告の方は、還付申告であっても受付できません。2月16日以降に札幌北税務署(☎011-707-5111)で申告をしてください。

- 受付期間 1月19日(火)～2月15日(月) ※土・日・祝日は除く
- 受付場所 当別町役場1階 大会議室
- 受付時間 9時～11時30分、13時～16時 ※午前の受付開始から30分程度は、混雑が予想されます。
- 問合せ 税務課税務係(☎23-2332)

所得税の還付申告ができる方 (給与収入・年金収入のみの方)

- ①所得税額を正しく計算すると還付になる方
- ②退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- ③新築住宅や中古住宅を取得して入居された方や住宅の増改築をされた方
- ④寄附金・医療費控除等を受けることができる方など

必要な書類

- ①～④共通及び住民税申告
- ・源泉徴収票(コピーは不可) ・印鑑
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの(本人名義)
- ・健康保険料及び介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険、地震保険料控除証明書など

医療費控除を受ける方は

- ・医療費控除は年間医療費支払額が10万円または合計所得金額の5%のいずれか少ない方を超えた場合に適用できます。
- ・1年分の医療費等を病院別に事前に集計し(生計を一にする親族分の医療費を合わせて申告する場合も病院別に集計)医療費の明細書等に記載してください。明細書は役場税務課税務係にあります。
- ・保険等で補てんされた金額がある場合は、その金額を差し引いて集計してください。

法定調書関係書類等の提出について

関係書類等の提出は、次のとおりです。

▼提出期限 2月1日(月)

▼提出場所

- ・給与支払報告書(総括表・個人別明細)
→役場1階・税務課税務係へ
- ・上記以外の書類→札幌北税務署へ

住民税の申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申込みや児童手当及び各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は、**住民税の申告が必要**です。

公的年金等を受給されている方は

税制改正により、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は**所得税の確定申告が必要なくなりましたが、住民税の申告は必要**です。該当の方は必ず申告してください(本来受けられるはずだった各種控除が平成28年度住民税に反映されない場合があります)。

白色事業所得者(営業・不動産等) を対象とした収支内訳書の記載相談

円滑な申告受付事務を行うために、収支内訳書の記載相談をこの期間(1月19日～2月15日)に同会場でお受けしています。

必要な書類等を整理の上、お越しくください。

復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。